



福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金の 申請手続きについて

1 対象世帯

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、避難指示区域外（平成27年6月15日時点）から応急仮設住宅等（注1）に避難している世帯のうち、応急仮設住宅等の供与終了後も民間賃貸住宅等（注2）で避難生活を継続することが必要な世帯（注3）

※ 対象世帯の詳細については、補助金募集要領等を御確認ください。

（注1）建設型仮設住宅、借上げ住宅（民間賃貸住宅、雇用促進住宅、UR賃貸住宅等）、公営住宅等

（注2）収入に応じた家賃設定をしている公営住宅以外の賃貸住宅

（雇用促進住宅、UR賃貸住宅及び公社住宅も支援対象となります。）

（注3）一定の事由により、最後に居住していた応急仮設住宅等からの転居も支援対象とします。

2 収入要件 月額所得が21万4千円以下の世帯

$$\text{基準額} = \frac{\text{世帯全員の年間所得の合計} - (38 \text{万円} \times \text{同居者数})}{12 \text{ヶ月}} \leq 21 \text{万4千円}$$

※ 「世帯全員の年間所得の合計」は、市区町村長発行の平成28年度所得証明書（平成27年分所得）を19歳以上（平成28年10月1日時点）の世帯全員（応急仮設住宅等の入居世帯の構成員及び別に生活する同一生計の家族）分取得し、各種控除後の所得金額を合算した金額とします。

※ 母子避難などの二重生活世帯は、世帯全体の所得を2分の1として取り扱います。

3 補助額、補助率

※平成27年12月25日以降の住宅の賃貸借契約を対象とします。

※福島県ふるさと住宅移転（引越し）補助金との併用はできません。

(1) 家賃、共益費及び駐車場代（以下、「家賃等」という。）

※ 住宅の賃貸借契約書に記載のものに限ります。

①平成29年1月分～平成30年3月分 → 家賃等の2分の1（一月あたり最大3万円）

②平成30年4月分～平成31年3月分 → 家賃等の3分の1（一月あたり最大2万円）

(2) 住宅の賃貸借契約に係る初期費用の補助 10万円

4 申請書類と受付時期

(1) 収入要件の事前確認（希望世帯のみ） → 収入要件事前確認依頼書（第1号様式）

平成28年10月3日より同年12月28日（当日消印有効）まで。

(2) 補助金交付申請 → 補助金交付申請書（第3号様式）

平成28年10月3日より平成31年3月10日（当日消印有効）まで。

※ それぞれに添付書類が必要です。詳しくは、補助金募集要領等を御確認ください。

※ 申請書を受理した月の家賃等から補助対象金額を算定します。ただし、民間賃貸住宅等の契約締結日から起算して3か月後の属する月の末日まで（最長で平成29年6月30日まで）に県が受理した場合、平成29年1月分の家賃等から補助対象金額を算定できるものとします。（平成28年12月31日時点で民間賃貸住宅等へ転居済みの場合は、平成29年3月31日までの受理分が遡及算定の対象です。）

5 申請受付窓口・申請手続き相談

※ 平成28年9月29日から次のセンターで申請に関するお問合せを受け付けます。

福島県民賃等補助金事務センター 申請支援窓口（福島県生活拠点課）

（事務業務委託先：(株)トーネット）

場所 〒960-8043 福島県福島市中町1-19 中町ビル6階

電話（通話料無料。受付時間9時から17時まで（土日祝休日、年末年始を除く。））

0800-800-0218、0800-800-0261、0800-800-0273

民間賃貸住宅等家賃補助のイメージ

